

「Chinatown 80 Hall」利用規約

第1項（使用規約）

Chinatown 80 Hall（以下「当施設」という）の利用申込書を提出される場合、利用申込者及び利用申込関係者（以下「利用者」という）には、本利用規約（以下「本規約」という）の内容を確認の上、本規約に従い、横浜中華街発展会協同組合（以下「発展会」という）の指示のもとで当施設を利用することに同意していただきます。

第2項（運営・管理）

当施設の運営・管理は ChinaTown80 運営委員会の下で行います。ただし、当施設における設備の設置及び変更、利用方法、料金の設定等については ChinaTown80 運営委員会にて審議をし、理事会の承認を得なければなりません。

第3項（自主催物）

当施設を利用して行う発展会の自主催物（イベント等）企画は、ChinaTown80 運営委員会を中心に、各部、各委員会の協力のもと推進します。

第4項（優先利用）

発展会の自主催物（イベント等）を開催する際、ホールの一部エリアを優先的に利用させていただく場合があります。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

第5項（営業時間）

- (1) 当施設は年中無休とし、営業時間は原則として午前10時～午後7時までとします。ただし、金曜日・土曜日・祝日の前日は午前10時～午後8時までとします。（インフォメーションセンターの営業時間に準ずる）
- (2) 営業時間は予告なく改定する場合がございますので、予めご了承下さい。

第6項（利用期間）

当施設の利用期間は1週間単位又は1日単位とし、最長4週間までを原則とします。4週間以上の利用や利用期間を延長する場合には ChinaTown80 運営委員会にて審議します。

なお、1週間単位とは水曜日から開始し翌週の火曜日までの1週間（7日）の単位を原則とします。

第7項（利用申し込み）

当施設の利用の申し込みは、原則として1週間単位とし、予約状況に応じ1日単位での申し込みを可能とします。

原則として、1週間単位利用の場合は利用開始日4ヶ月前から受付、1日単位の場合

合は利用開始日1ヶ月前から受付をします。所定の申込み用紙に必要事項を記入の上、発展会事務局へ提出してください。ChinaTown80 運営委員会で目的、内容等を審査の上、許可を出します。

第8項（利用料）

- (1) 当施設の利用料は別途定めることとします。なお、組合員、賛助会員、ChinaTown80 運営委員会が許可した利用者には特別料を定めることとします。
- (2) 「Chinatown80 Hall 利用申込書」ご提出後、発展会より「請求書」を郵送またはメールにて送信もしくは手渡しいたしますので、所定の期日までに発展会指定の銀行口座にお振込み下さい。なお、振込み手数料は、利用者負担とさせていただきます。また、期日までにお振込みが確認できない場合は内定取消しとなる場合もございます。(内定取消しとなった場合のキャンセル料については次項をご参照ください。)
- (3) 原則として、利用料は利用許可（請求書発行日）後10日以内に予約金（利用料の50%）を支払い、利用料の残金（利用料の50%）は利用日の10日前迄に支払いをしてください。
- (4) 利用料は予告なく改定する場合がございますので、予めご了承下さい。

第9項（キャンセル（利用申込の取消））

- (1) 利用者の都合により利用の取り消しする場合、速やかに発展会事務局にご連絡ください。以下の基準によりキャンセル料金を申し受けます。
 1. 利用日を含む31日前までの取り消しは利用料の50%
 2. 利用日の30日前とそれ以降の取り消しは利用料の全額なお、返金が生じた場合、振り込み手数料などは予約金から差し引かせていただきます。
- (2) キャンセル料発生の日数計算は、使用開始日を起算日とします。連日使用の場合は、その初日を起算日とします。また、発展会事務局 休業日の土日祝・年末年始に当たる場合は、それらの前営業日を起算日とします。
- (3) 利用者の責によらない不測の事故や災害、天変地異、官公庁からの指示等のため、当施設が使用できなくなった場合は、別途協議の上、不可抗力と認められた場合に限り、利用料の一部または全額を返還いたします。ただし、この際に発生する利用者の損害に関しては、責任を負いません。

第10項（利用制限）

当施設を利用するにあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 横浜中華街のブランドと品性を損なうおそれのある業種、特に以下の業種は利用できません。
消費者金融、風俗営業、ゲーム機器、偽造ブランド商品の販売、法に抵触するおそれのある商行為など
2. 中国伝統文化のイメージダウンになる企画を行うこと。

3. 公共の秩序を乱し、又は公益を害するおそれのある企画を行うこと。
4. 政治色のある企画を行うこと。
5. 宗教の布教を目的とする企画を行うこと。
6. 反社会的勢力等に関わる者及び団体であること。
7. 当施設および当施設近辺に危険物を持ち込むこと。
8. ホール内での飲食は原則禁止ですが、ホール内で試飲・試食等として提供するものについては除くこととします。なお、提供する場合は必ず関係官庁へ事前に相談し適切な申請と準備を行うこと。
9. 原則として火気を使って試飲・試食等を提供することはできませんが、次のものは利用可能とします。
 - 電気を熱源とする器具：ホットプレート、電子レンジなど
 - 湯沸し用の器具：電気ポット、コーヒーマーカーなど
 - 保温機能として使用する器具：保温器、IHヒーターなどただし、煙や強い（人によっては異臭と感ずる）匂いを発すること、室内に汚れが飛散させたり付着させたりすることはお断りいたします。
10. ゴミを投棄するなど、当施設および当施設近辺を不衛生な状態にすること。
11. 騒音、振動、異臭を発生するなど当施設および当施設近辺に迷惑となる行為をすること。
12. 路上にて客引き・呼び込み・ビラ配り等をする事。
13. 壁、床、器具その他当施設及び備品の一切に対し、落書き、損傷および破壊等これらを汚損する行為をすること。
14. 発展会の許可なくガラス、壁、柱、ドア等にポスター、看板、旗、その他これらに類するものを掲げること。
15. 発展会の許可なくガラス、壁、柱、ドア等に糊・テープ等を使って貼り付けたり、釘類を打ったりすること。当該行為を行った場合、利用終了後は利用前の状態まで必ず原状回復すること。
16. 暴力行為、無謀行為など自己および他人に危険を生じさせる行為をすること。
17. 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体を持ち込むこと。
18. 運営者が当施設の諸設備の維持・管理または保全をするに支障を及ぼす一切の事項。
19. その他疑念が生じる行為が出た場合は ChinaTown80 運営委員会にて審議をします。

第 11 項（利用の取消）

次に該当する場合は利用の取消や、利用中であっても利用の中止をすることもあります。

1. 前項（利用制限）に該当すると認められたとき。
2. 申込み内容に虚偽の記載があったとき、又は記載した目的や内容と異なる利用のとき。
3. 施設利用に関して、当発展会との協議事項を遵守しなかったとき。

4. 指定期日までに利用料金を納入しなかったとき。
5. 災害その他不可抗力等によって施設の利用ができなくなったとき。
6. 施設等の管理運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

なお、暴力団の利益となる利用を制限するため、使用許可等の決定にあたり、暴力団による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。使用許可の後、暴力団の利益となる使用と判明した場合は、如何なる理由に関係なく許可を取り消します。

第12項（利用遵守・禁止事項）

- (1) 利用者は、発展会の許可なく利用関係者及び第三者に当施設の使用権の全部もしくは一部の譲渡または転貸することはできません。
- (2) 「Chinatown80 Hall 利用申込書」提出後または使用期間中においても、下記1～20の禁止項目に該当する場合は使用申込の取り消し、または使用停止の処置をとらせていただきます。この場合において、利用者が被った損害に対しても、発展会は一切の責任を負わず、全て利用者の責任において解決していただきます。
 1. 「使用申込時の使用目的・内容が、実際の使用内容と異なる・偽りがあると発展会が判断した場合。
 2. 所定の期日までに使用料金の支払がなされなかった場合。
 3. 当施設内の防災設備等が正確に機能しない様な造作・運営等を行った場合、または問題があると発展会が判断した場合。
 4. 当施設管理上好ましくない、または公序良俗に反する内容であると発展会が判断した場合。
 5. 他の利用者もしくは館内テナント・テナント関係者、または来館者・会場周辺及び近隣住民等（以下「その他の第三者」）に迷惑を及ぼす恐れがあると発展会が判断した場合。
 6. 関係法令・関係官公庁の指示に反する行為をした場合。
 7. 利用者が、暴力団・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であると認められるとき、または、使用申込者の役員及び従業員または関係者に、反社会的勢力と密接な関係を有する者が居ると認められるとき。
 8. 当施設の使用が、反社会的勢力の組織の維持・拡大に利用される等その利益になると認められる場合。
 9. 当施設または発展会従業員に対し、暴力的な要求を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求した場合。
 10. 当施設内・建物周辺に危険物を持ち込む行為、または建物全体・付帯設備・備品等を破損・紛失したと発展会が判断した場合。
 11. 火気の使用（喫煙も含む）、または裸火（暖房器具などを含む）、発展会が危険を生じる恐れがあると判断した場合。
 12. 音・振動・臭気の発生等により当施設、及び建物周囲に迷惑を及ぼす、ま

たはその恐れがあると発展会が判断した場合。

13. 来場者数が当施設の収容人数を超え、周囲に迷惑を及ぼすと発展会が判断した場合。
 14. 生体（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）を持ち込んだ場合。
 15. 大規模地震対策措置法により、警戒宣言が発令された場合。
 16. ごみを投棄するなど、当施設内外・周辺地域を不衛生な状態にした場合。
 17. 建物周辺における、車・バイク・自転車・などを路上駐車した場合。
 18. 発展会が事前に認めた場所以外での飲食・飲酒等、発展会もしくは、その他の第三者が迷惑であると判断した場合。
 19. その他、当施設内外・周辺で、その他の第三者に迷惑を及ぼす言動及び行為を行ったと発展会が判断した場合。
 20. 上記事項以外において如何なる理由があろうとも、発展会の注意に従わない、または本規約の規定に違反すると当社が判断した場合。
- (3) 前項は「利用料」納入後においても適用されます。この場合、受領した「利用料」は一切お返しいたしません。

第 13 項（免責及び損害賠償）

- (1) 使用期間中（準備・撤去を含む）において発生した事故につきましては、利用者の関係者や来場客の行為であっても、全て利用者に責任を負っていただきます。
- (2) 事故防止には万全を期して下さい。当施設及び搬出入時の警備につきましては、利用者の責任において行い、交通整理・場内整理、盗難・火災・事故等の防止に努めて下さい。
- (3) 天災地変・官公庁からの指導・その他発展会の責に帰さない事由により使用中止された場合、その損害について発展会は一切の責任を負いません。
- (4) 利用者が、当施設・当建物の設備・備品等を汚損・毀損・紛失した場合、その他の第三者に対して損害を与えた場合において、利用者は発展会またはその他の第三者が被った損害を賠償していただきます。
- (5) 前日の使用状況等により貸出備品等の毀損・紛失等が発生し、当日ご使用になれない場合その損害について発展会は一切の責任を負いません。
- (6) 発展会の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、発展会に対しその損害の賠償を請求した場合は、発展会は受領する「利用料金」の範囲内において賠償するものといたします。ただし、利用者の損害の内、機会損失等の得べかりし利益に関しましては、発展会はその損害の責任を負いません。
- (7) 本規約及び当施設のご利用については、日本国において有効な法令を準拠法とし、当施設のご利用に関する訴訟等については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。
- (8) その他、本規約に違反して当社が損害を被った場合には、その損害について賠償請求いたします。

第14項（利用者の責務）

- (1) 承認内容、本規約及び法の定める事項を遵守し、利用者の責任において催事の管理・運営をして下さい。
- (2) 使用期間中（準備・撤去を含む）の当施設管理、秩序維持、来館者の整理誘導・安全確保、盗難・事故防止等は、利用者が責任を持って行って下さい。
- (3) 利用者及び利用者の関係者は、当施設において自己の身体及び財産について自らの責任でこれを管理して下さい。発展会は、当施設内外での盗難・紛失・障害等の損失に対して一切責任を負いません。又、利用者及び来場客は、これに異議を述べることはできません。
- (4) 本規約等遵守事項の内容は、利用者の関係業者等にも周知徹底して下さい。
- (5) 災害や事故等に備え、非常口や避難誘導方法、消火器の位置等も事前に確認し、利用者の関係業者にも周知徹底して下さい。
- (6) 使用終了後は、当施設を開錠時の状態に戻していただきます。催事中に使用停止を受けた場合も同様とします

第15項（注意事項）

- (1) 利用終了後の原状回復と清掃は利用者の責任にて行って下さい。終了時に発展会スタッフが確認いたします。
- (2) 発生した残材やごみ等は、すべてお持ち帰りになり、利用者の負担で処理して下さい。当施設内外に残材やごみ等を残さないようにお願いします。
- (3) 残材・ごみ等の処理がなされなかった場合には、発展会で処理し、その費用は実費にて請求いたします。

第16項（キッチン利用について）

- (1) 利用中の事故、怪我、食中毒などのトラブルに関しても当方は一切責任を負いかねますので安全、衛生面にも十分ご配慮ください。
- (2) キッチン用洗剤、スポンジ等の清掃、洗浄備品、その他の消耗品（ハンドソープ、ペーパータオル、ふきん等）は、すべてご利用者でご用意ください。

第17項（準内部規程への授権）

申請の様式等その他この規約の実施に必要な事項は、ChinaTown80 運営委員会が別に定めることとします。

第18項（規約の変更）

本規約を変更する場合は、事前に ChinaTown80 運営委員会で審議を行い、理事会で「規約変更の決議」が必要となります。

※ 本規約は、2021年4月15日に作成したもので、今後予告なく改定する場合がございます。

（附則）

この規約は、2024年1月25日から日から施行します。

Chinatown 80 Hall 利用申込書・確認書

申込日 年 月 日

Chinatown 80 Hall の利用を下記の通り申し込みます。
なお利用にあたり Chinatown 80 Hall 利用規約を確認し同意します。

期 間	自 年 月 日 () 至 年 月 日 ()
催 物 内 容	
主 催 団 体 名	
申 込 者	会 社 名 印
	住 所
	代 表 者 名
	担 当 者 名
	電 話 番 号
	F A X 番 号
E メ ー ル	
利 用 料	別紙請求書の通り 長テーブル利用数 本
確 認 事 項	<p>Chinatown 80 Hall の使用に関し、次の事項を確認するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">① ご利用いただける時間は朝 10時からです。それ以前にドアを開け、営業等をはじめるとはご遠慮ください。② 終了時間は翌日が平日の場合は 19時、金曜・土曜・祝日の前日は 20時です。終了時間には消灯・退出をしていただきます。③ 催事の内容に応じて、生産物賠償責任保険 (PL 保険) 等の証明書の写し、酒類販売業免許の写しなどのご提出をお願いする場合があります。④ ガラス、壁、柱、ドア等にポスター、看板、旗、その他これらに類するものを糊・テープ等を使って貼り付けること、または釘類を打つことはできません。ただし、天井の梁等より S 字フックを使用して吊り下げることができますので、S 字フック・ピクチャーレール ワイヤーのご使用をご希望の場合はインフォメーションスタッフにお尋ねください。⑤ 天井の照明は、故障や漏電、接触不良の原因となりますので取り外し、位置の変更はできません。(方向を変えることは可能です)⑥ インフォメーションスペースとホールをつなぐ階段には障害になる物を置かないでください。⑦ 路上にての客引き・呼び込み等は禁止します。⑧ 貴重品、荷物、ゴミの管理はご自身でお願いします。⑨ 当会備品の長テーブルは、横濱媽祖廟の発展会倉庫にあります。ホールへの長テーブルの搬入・搬出につきましては、ご利用者ご自身で行ってください。

利 用 承 認	上記利用申込みを承認いたします。 年 月 日 横浜中華街発展会協同組合 Chinatown80 運営委員会
---------	---

(別紙)

《利用料金》

	一般利用料 (税込)	組合員利用料 (税込)
一週間使用	445,000円	356,000円
全日使用 (平日)	62,500円	50,000円
全日使用 (土日祝)	125,000円	100,000円

(2024年4月1日から実施)

《備品料金》

設備項目	料金 (税込)	備考
長テーブル (1本)	330円	レンタル料金1日

(2024年4月1日から実施)

※ 当会備品の長テーブルは、横濱媽祖廟の発展会倉庫にあります。ホールへの長テーブルの搬入・搬出につきましては、ご利用者ご自身で行ってください。

《申し込み方法》

- ① 原則として、発展会事務局 (営業時間内) にお越しいただくか、もしくはメール (info@chinatown.or.jp)
- ② 電話や郵送、ファックスでの受付はしておりません (スケジュールのご確認のみ可能です)
- ③ ご利用4ヶ月前の月の1日 (当会が休業の場合は翌営業日) の午前10時から

4/1~	5/1~	6/1~	7/1~	8/1~	9/1~
8月の 予約 開始	9月の 予約 開始	10月の 予約 開始	11月の 予約 開始	12月の 予約 開始	1月の 予約 開始

10/1~	11/1~	12/1~	1/1~	2/1~	3/1~
2月の 予約 開始	3月の 予約 開始	4月の 予約 開始	5月の 予約 開始	6月の 予約 開始	7月の 予約 開始

※ メールで予約する場合は、窓口の予約受付開始日の2日後から予約が可能です

- ④ お申込みの受付は先着順で行います
- ⑤ 申し込み可能日数など
 - A) 原則として、最長4週間まで。空きがある場合は、別期間も含めて最長8週間まで
 - B) 年末年始やゴールデンウィーク、夏休みのお盆の時期、秋の連休などの最繁忙期につきまして、複数店舗で利用の申込みがあった場合は当会にて利用期間の調整をさせていただき、当会よりあらためてご連絡させていただきます